

令和5年度 ピアカウンセリング講習会 2024年3月2日(土)

逆境に取り残される子どもたち

駿河台大学教授 藤川 浩



1

お話しする内容

1. 少年非行の動向 — 非行少年は悪質化しているのか —
2. 非行少年の処遇の流れ — ある事例を通して —
3. 非行少年の理解
— 家庭裁判所調査官はどう取り組んでいるか —
4. まとめ — 子どもたちを誰ひとり取り残さないために —
5. 質疑応答



2

1. 少年非行の動向

— 非行少年は悪質化しているのか —



3

1-1 少年非行に対する社会の意識

- あなたの実感として、おおむね5年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思いますか、減っていると思いますか？

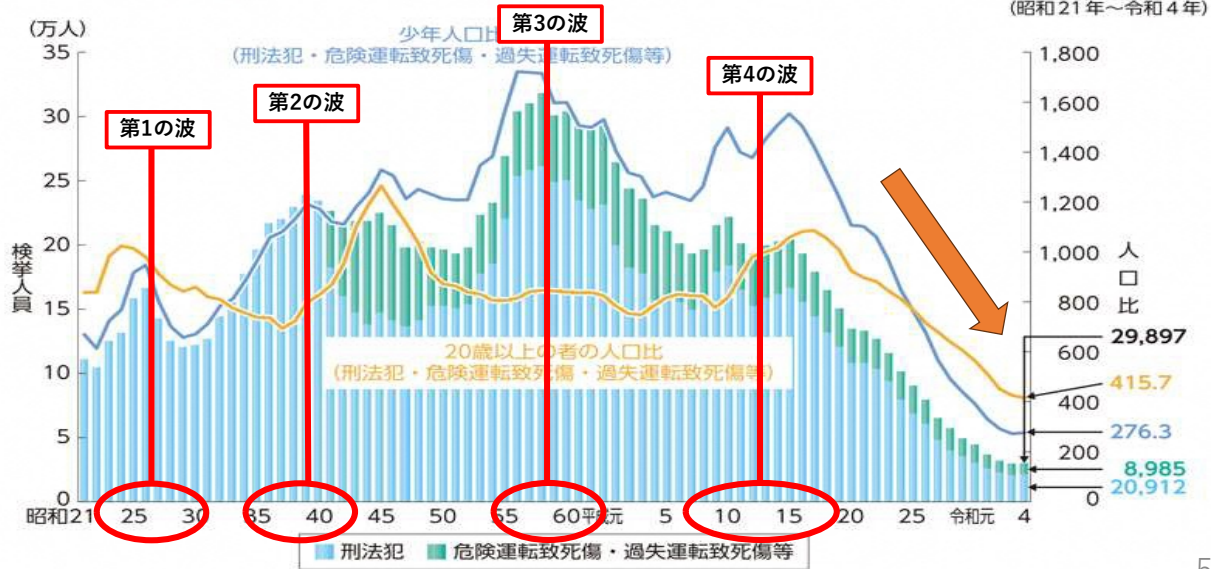


2015年の世論調査によると、78.6%の国民が「ふえている」と回答し、このうち半数以上が「**かなり増えている**」と回答している。

4

1-2 少年による刑法犯等の検挙人員等の推移 (①全体的な傾向)

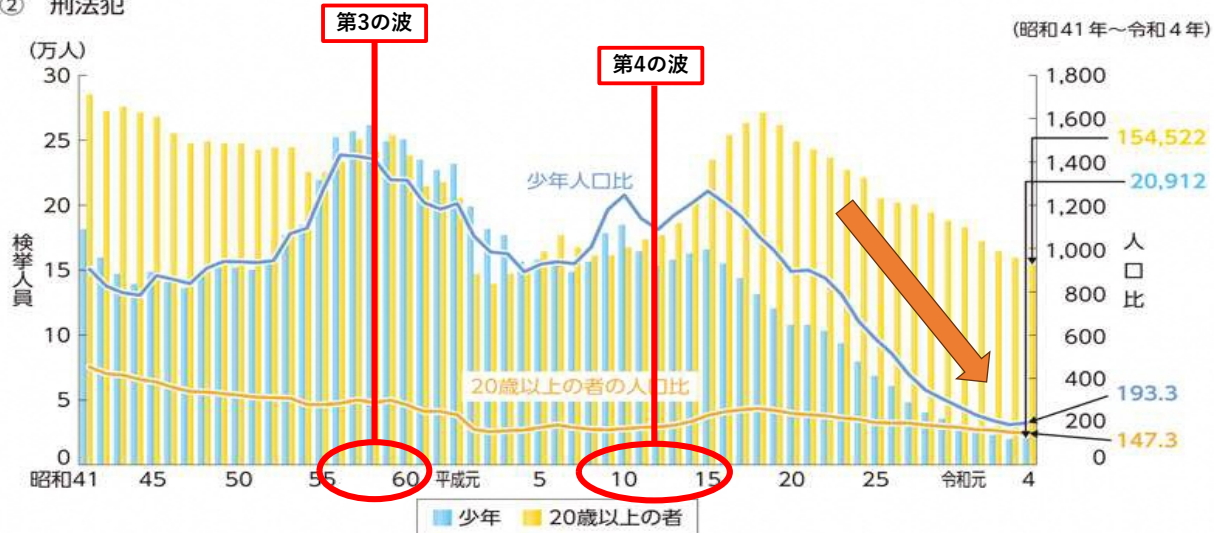
① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用

5

② 刑法犯

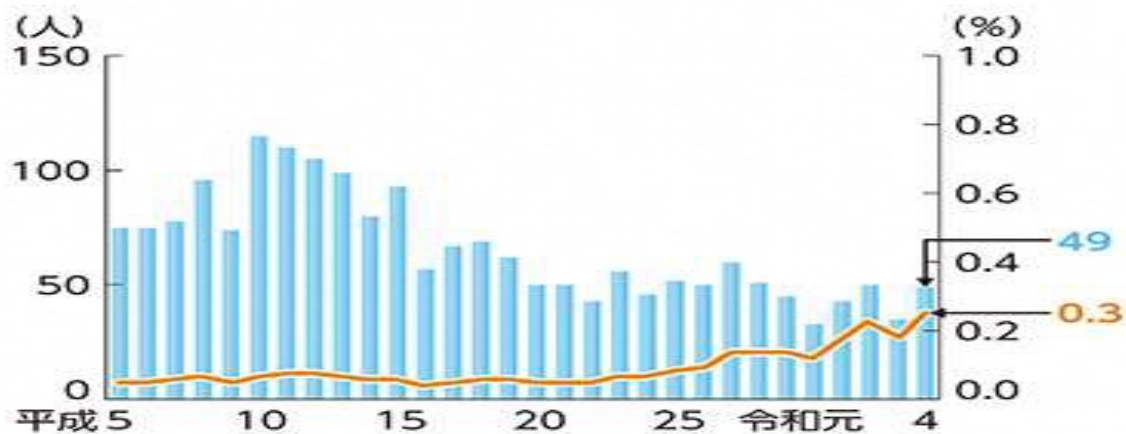


法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用

6

1-3 少年による刑法犯の検挙人員等の推移 (②重大な非行)

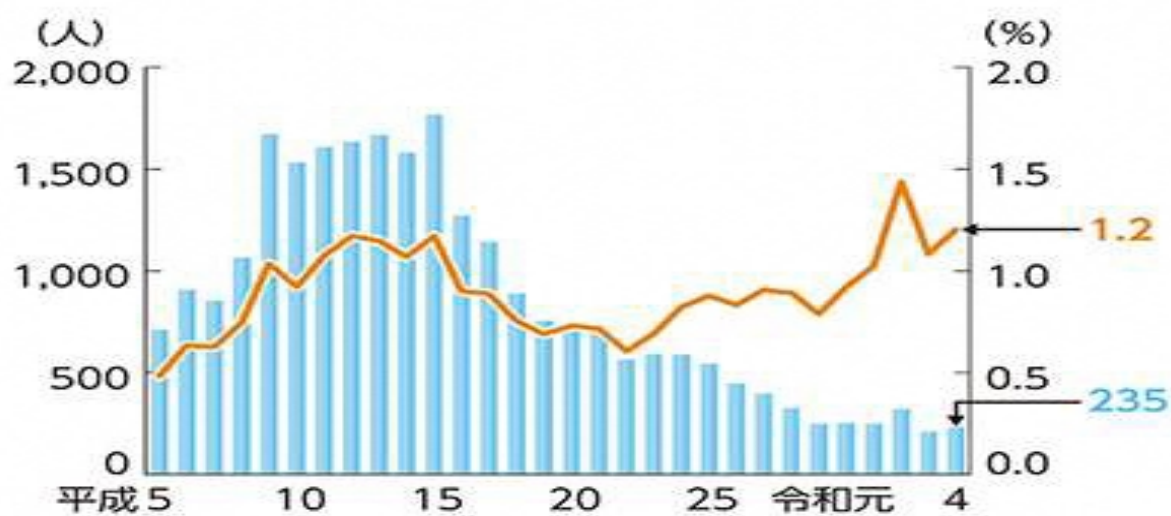
① 殺人



法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用

7

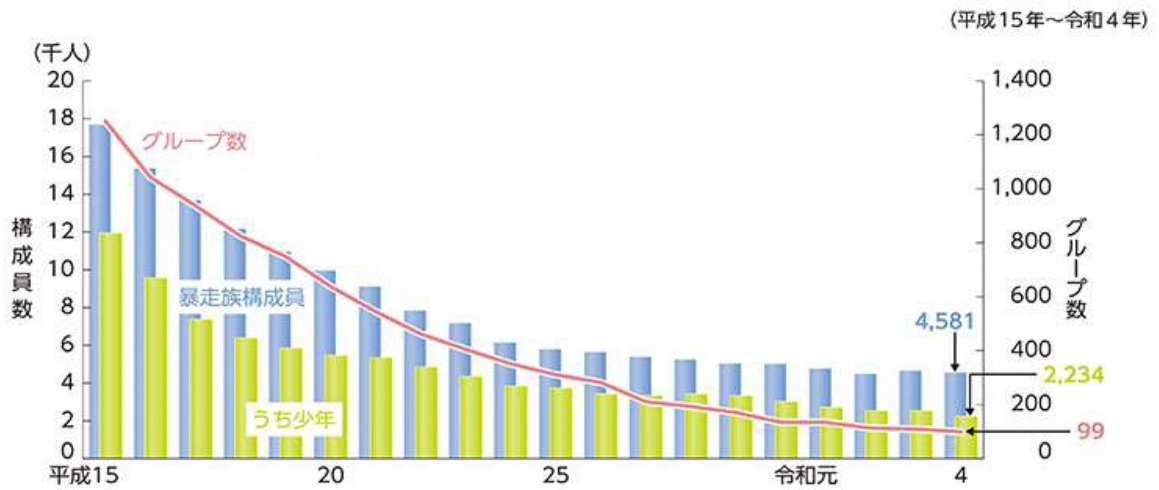
② 強盗



法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用

8

1-4 暴走族の構成員数等の推移

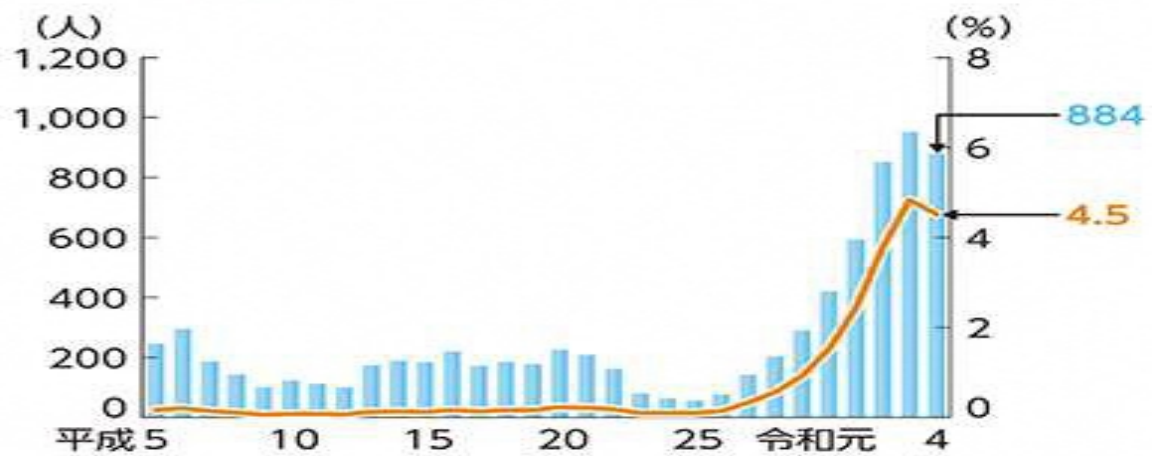


法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用

9

1-5 少年による刑法犯の検挙人員等の推移 (③増えている非行)

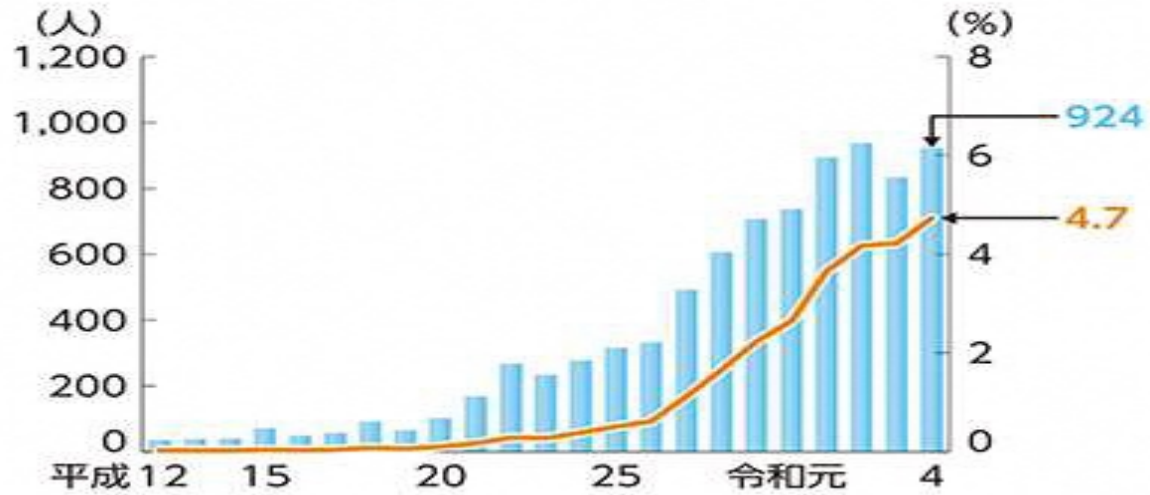
⑬ 大麻取締法



法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用

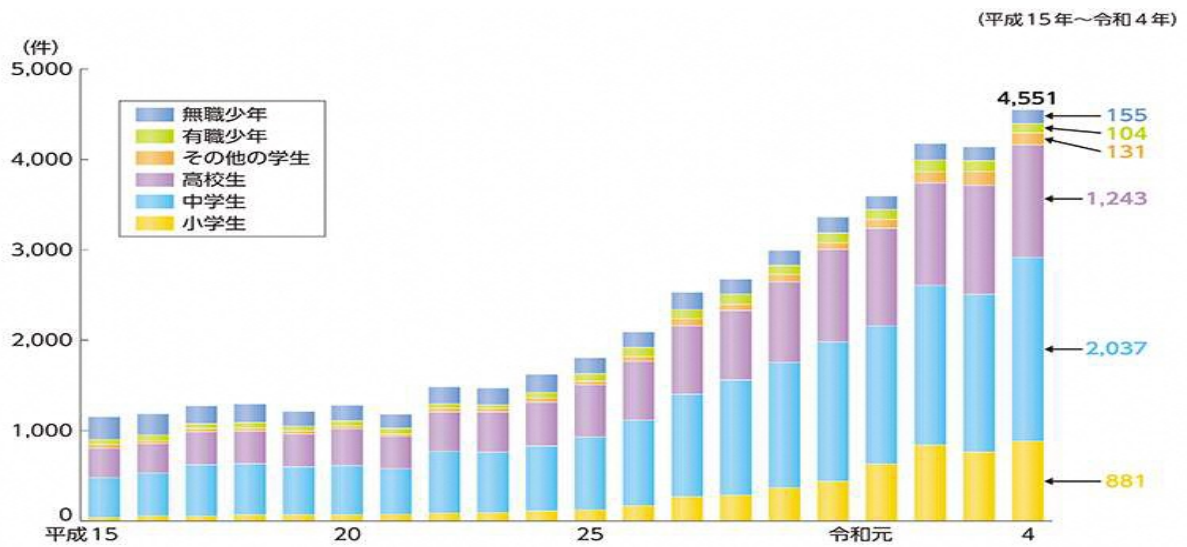
10

⑮ 児童買春・児童ポルノ禁止法



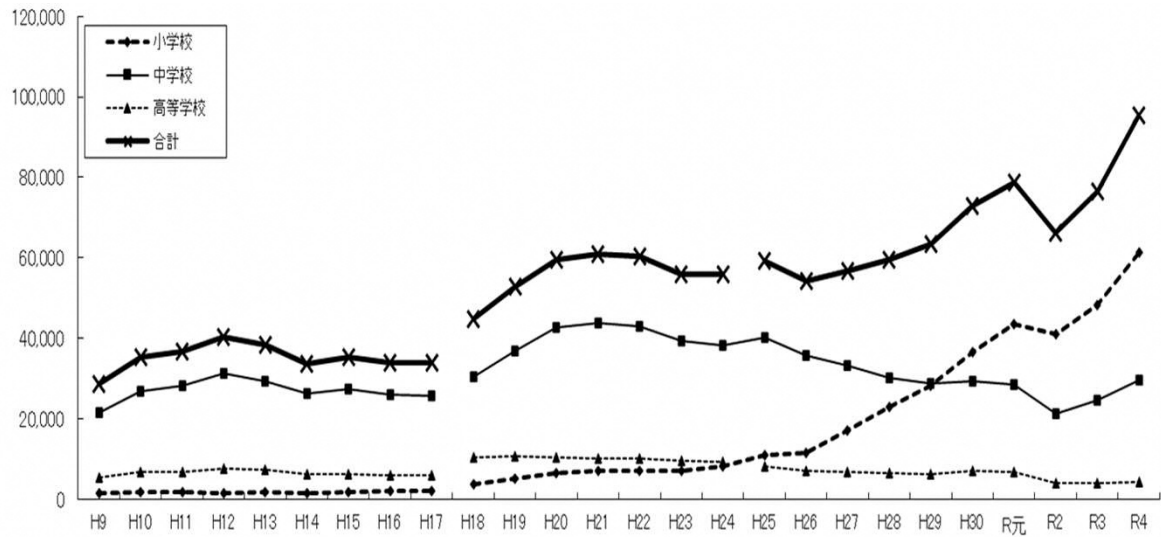
法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用 11

1-6 少年による家庭内暴力認知件数の推移



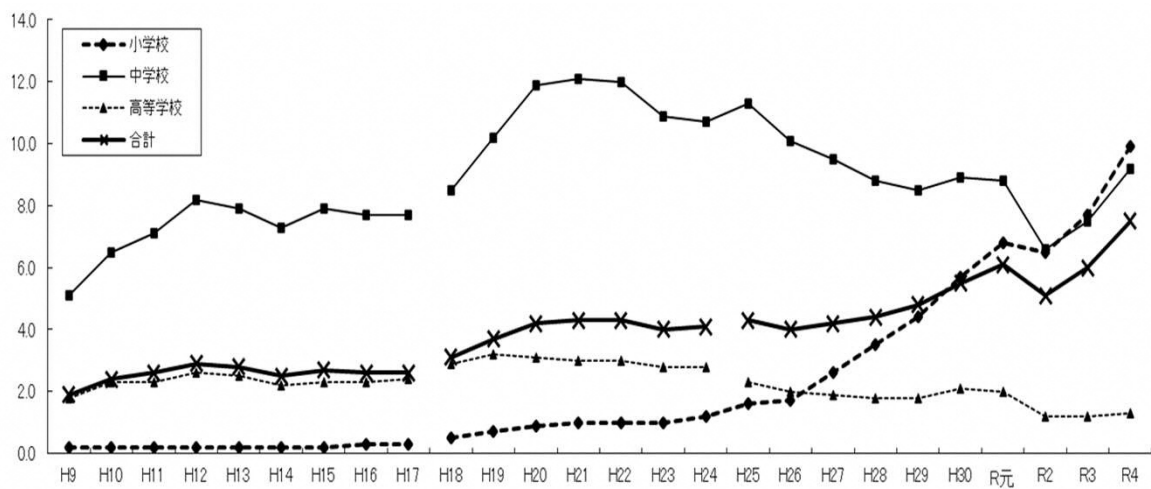
法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用 12

1-7 学校内の暴力行為発生件数の推移



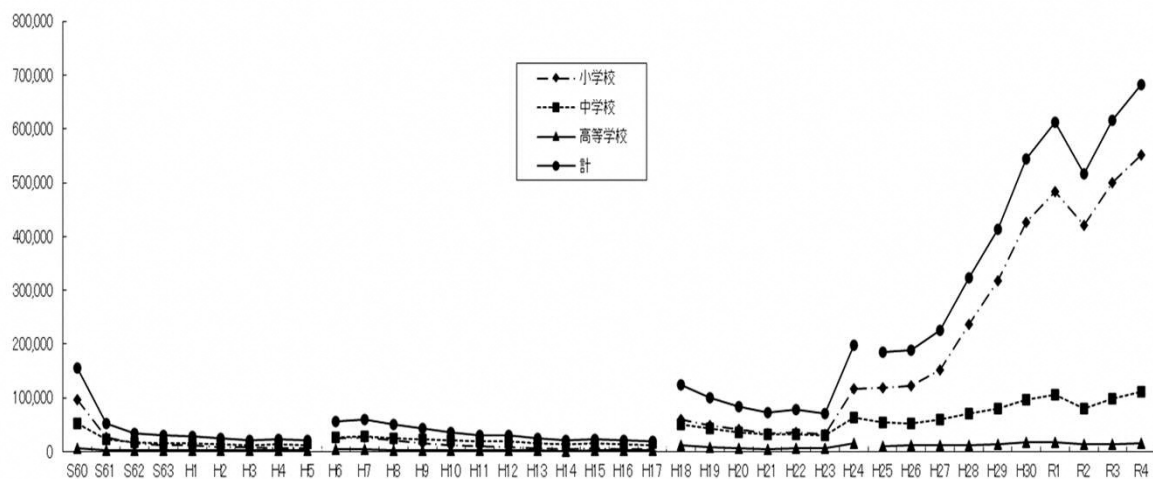
文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」から引用 13

暴力行為発生率（1,000人当たりの発生件数）の推移



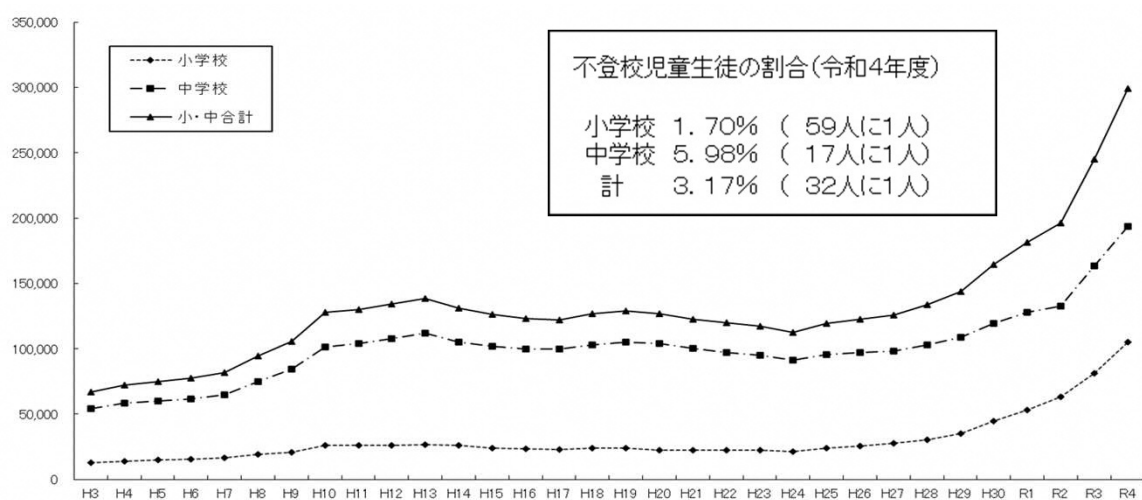
文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」から引用 14

1-8 いじめの認知（発生）件数の推移



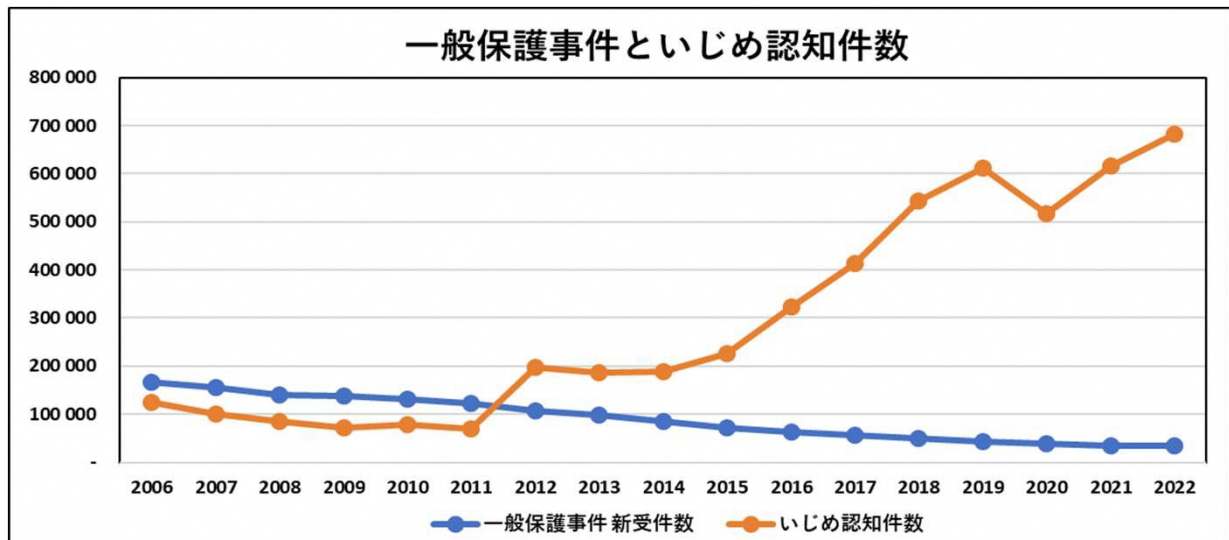
文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」から引用 15

1-9 不登校の児童生徒数の推移



文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」から引用 16

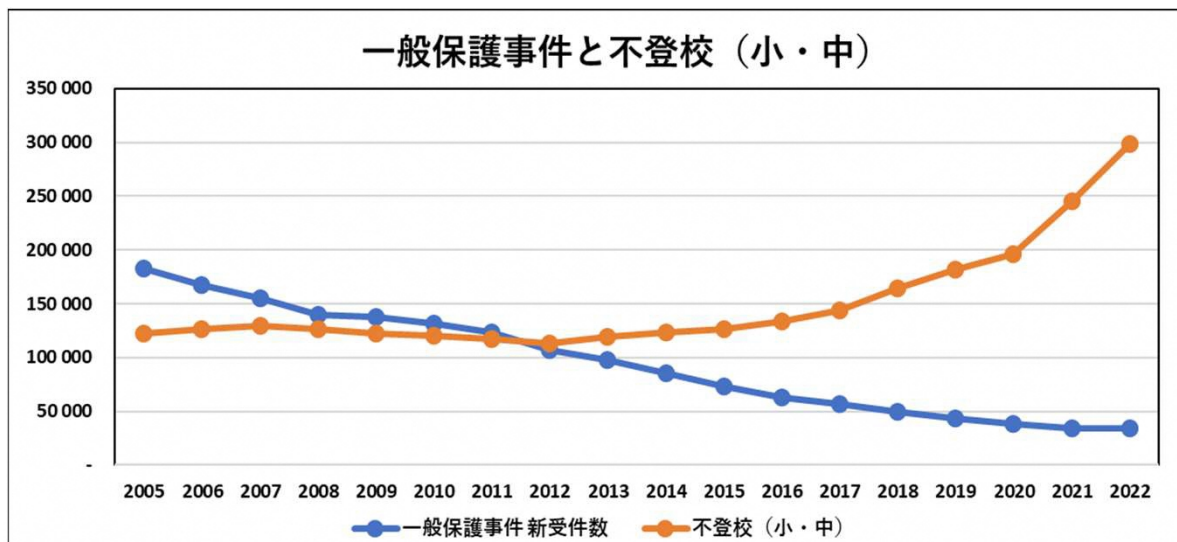
1-10 一般保護事件といじめ認知件数との関係



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」及び最高裁判所「司法統計」から作成

17

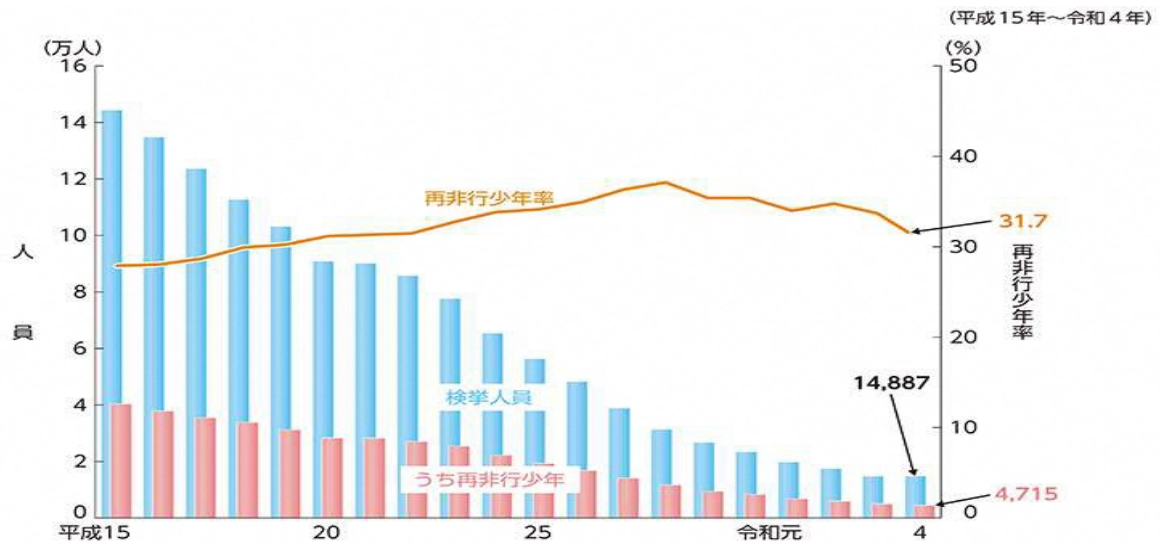
1-11 一般保護事件と不登校の児童生徒数との関係



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」及び最高裁判所「司法統計」から作成

18

1-12 少年の刑法犯検挙人員中の再非行少年の推移

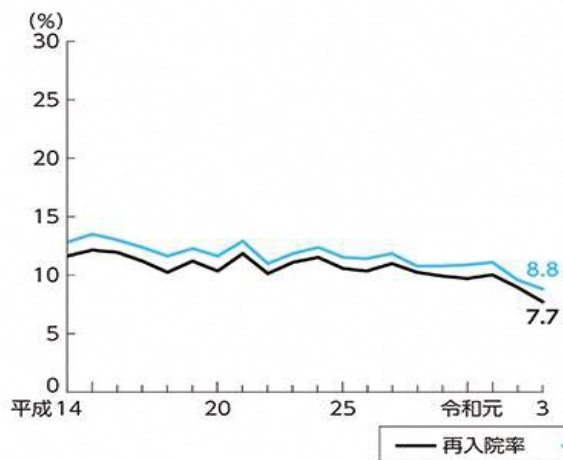


法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用 19

1-13 少年院出院者の再入院率等の推移

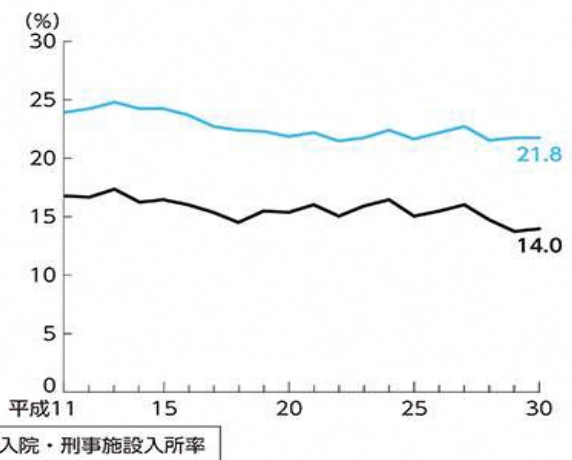
① 2年以内

(平成14年～令和3年)



② 5年以内

(平成11年～30年)



法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用 20

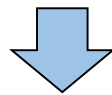
1-14 少年非行の減少をどう考えるべきか

- 社会・経済環境の向上
- 少子化
- 若者のライフスタイル、価値観の変化
- 発達に特性のある子どもに対する支援の向上
- 防犯・監視システムの発展
- 関係機関による防犯活動・矯正保護実践の効果
- バーチャルな世界での欲求充足

21

1-15 現代の非行少年をどう解したらよいのか

家庭裁判所での事例から分かること



- 若者の心の悩みや苦しみが、「抑うつ」や「引きこもり」として内在化したり、表には見えにくい「陰湿ないじめ」として行動化されたりはしていないだろうか。

22

ここまでのまとめ

- 少年非行は必ずしも悪質化しているとは言えない。ただし、「性的非行」、「薬物非行」、「身近な暴力」、「特殊詐欺」などには注意が必要。
 - いずれも背景にSNSの問題がある。
- 最近の非行少年の特質
 - 全般的には「顕示的な行動化」から「内閉的な受動攻撃性」へ変化
 - 依然として「非行の中核群」の問題が残されている。
- 現代の非行対策の方向性
 - ① 非行少年一般に対する対策
 - ② 特定の非行少年（「中核群」）に対する対策

23

2. 非行少年の処遇の流れ

—ある事例を通して—

24

2-1 恐喝事件を起こした少年の事例



① 事件の発生

中学3年生の少年が、友人らと一緒に、通りがかりの中学生から6000円を脅し取った。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

25



② 家庭裁判所への事件送致

少年は、警察に逮捕され、取り調べを受けた。その後、検察庁を通して、事件は家庭裁判所に送致された。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

26



③ 観護措置手続き

家庭裁判所に送致された少年は、観護措置審判を受け、「少年鑑別所」に送致された。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

27



④ 家庭裁判所調査官による調査

少年は、家庭裁判所調査官による調査面接を受けた。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

28



⑤ 家庭裁判所調査官による環境調査

家庭裁判所調査官は、保護者と面接した上で、少年の自宅を訪問した。また、在籍中学校を訪問して教員と面接した。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

29



⑥ 裁判官とのカンファレンス

家庭裁判所調査官は、担当の裁判官、裁判所書記官と事前に十分なカンファレンスを行った。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

30



⑦ 第1回審判

裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、少年、保護者などが出席して第1回審判が開かれた。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

31



⑧ 家庭裁判所調査官による試験観察

少年は、家庭裁判所調査官の試験観察に付され、継続的に面接指導を受けたり、老人ホームでのボランティア活動に参加した。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

32



⑨ 裁判官とのカンファレンス

家庭裁判所調査官は、試験観察の結果を裁判官に口頭報告し、処遇決定に関するカンファレンスを行った。

最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

33



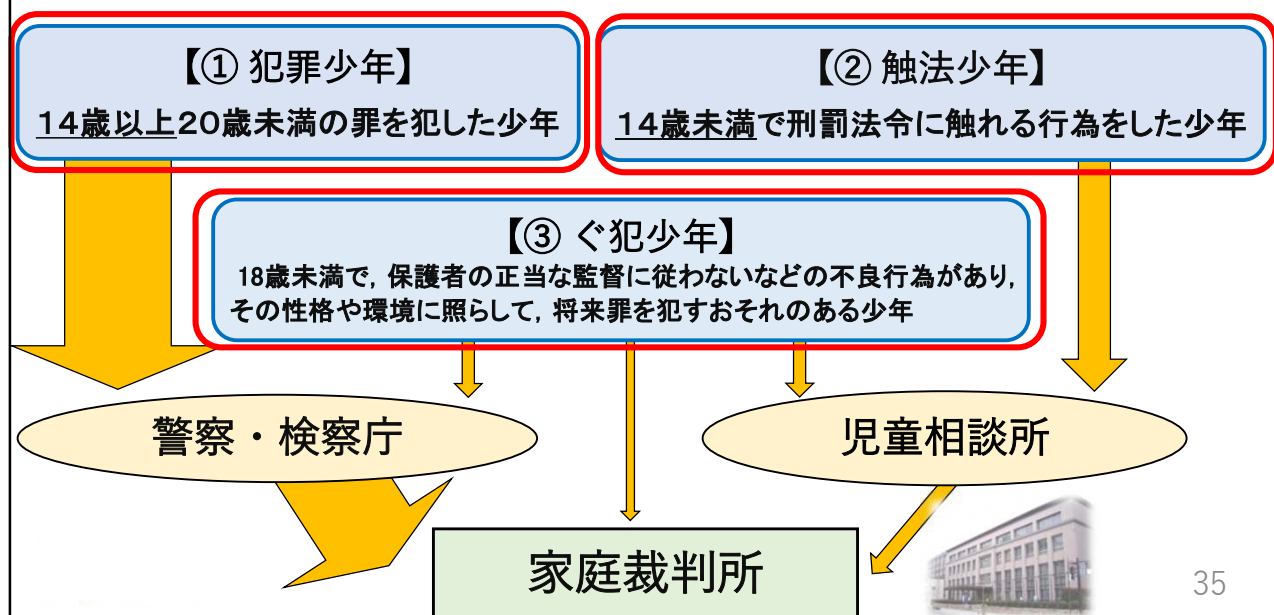
⑩ 第2回審判（決定言い渡し）

第2回審判が開かれ、少年は、保護観察決定を言い渡された。

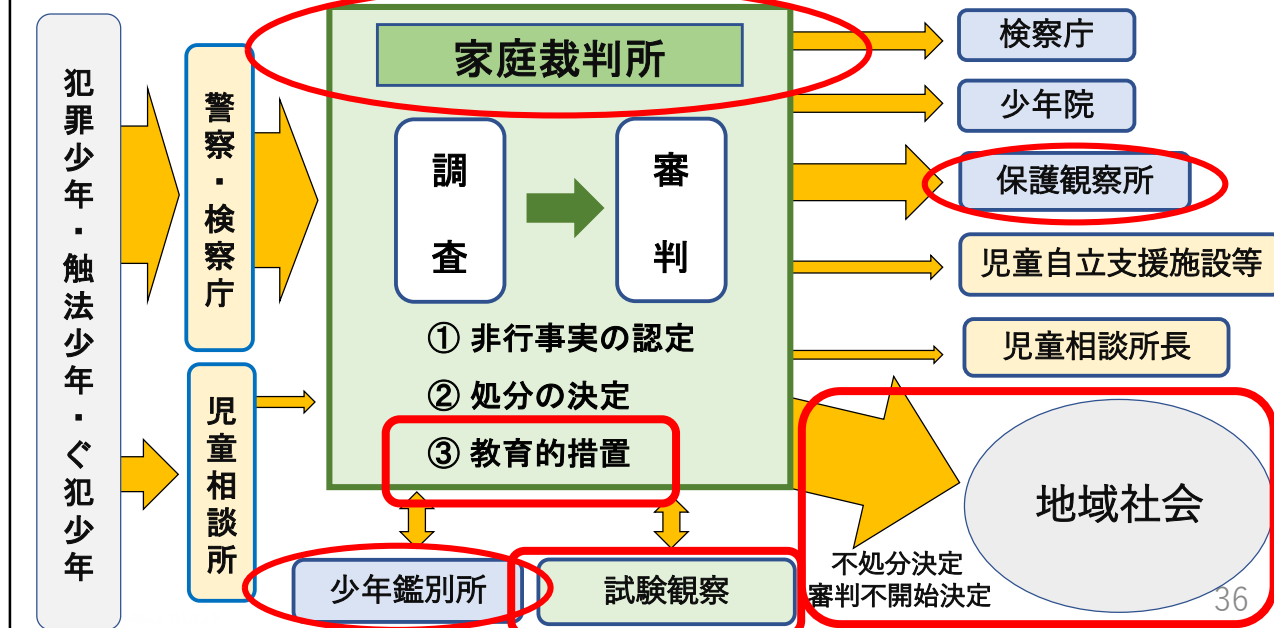
最高裁判所HP「ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」」から引用

34

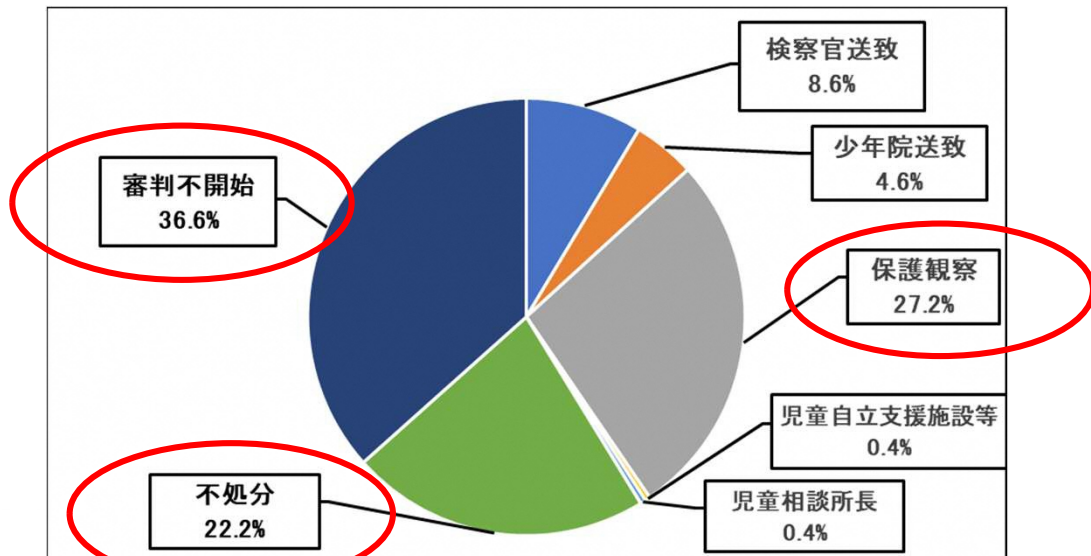
2-2 少年法における非行少年の定義



2-3 家庭裁判所を中心とした少年事件の流れ



2-4 少年保護事件の終局総人員(2022年4月～12月)



最高裁判所事務総局「令和4年司法統計年報 4 少年編」第8-2表より作成

37

2-5 家庭裁判所の少年審判の様子



【出席者】

- 1 裁判官
- 2 家裁調査官
- 3 裁判所書記官
- 4 付添人
- 5 少年
- 6 保護者
- 7 関係機関の職員
学校の教員等

(出典) 裁判所ホームページ 38

2-6 家庭裁判所調査官による調査の様子



(出典) 裁判所ホームページ



2-7 家庭裁判所調査官による教育的措置

- 調査や試験観察の過程で、家庭裁判所調査官は少年に対して様々な働きかけを行っている。

- 助言・指導 (アンガーマネジメント等の個別プログラムを含む。)
- 教育プログラム (薬物、交通、思春期講習など)
- 生活指導 (日記による自己モニタリング指導など)
- 社会奉仕活動 (公園清掃、切手整理活動など)
- 身柄付き補導委託 (職業訓練型、社会奉仕型、生活指導型)

2-8 補導委託について

- 家庭裁判所が最終的な処分を決める前に、民間のボランティアに非行少年を預け、少年に仕事や通学をさせながら生活指導をしてもらう制度

身柄付き補導委託

建設業、製造業、農家、飲食店、市美容店、寺院、更生保護施設、自立支援援助ホーム など

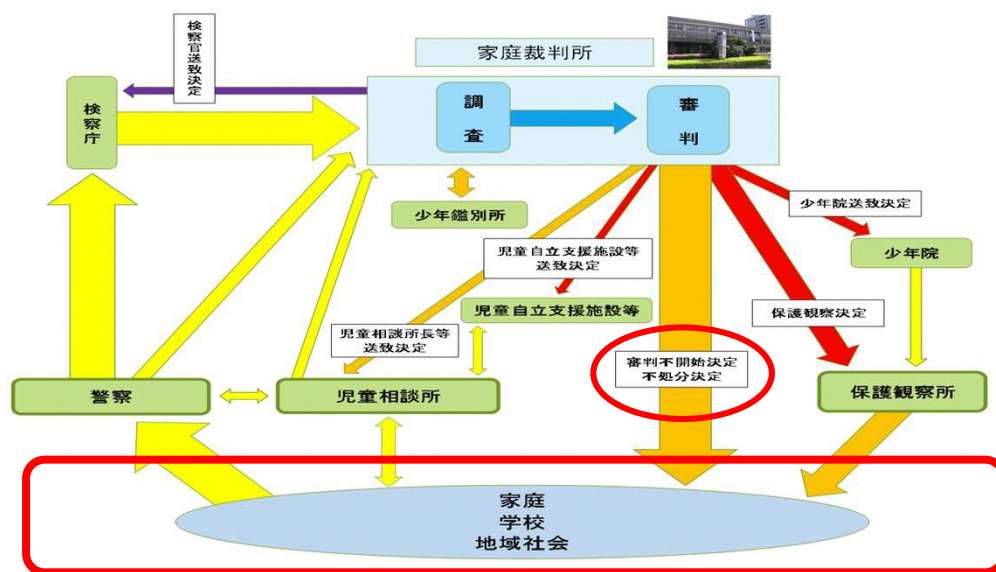
在宅補導委託

社会福祉施設（高齢者、児童、身体障害者等） など

41

2-9 少年保護手続きの全体像

→いずれ少年たちは社会に戻ってくる



42

ここまでのまとめ

- 非行少年の処遇（少年保護手続き）の特色
 - ✓ 審判対象の広さ
 - ✓ 全件送致主義
 - ✓ 教育的措置
 - ✓ 被害者への対応
 - 家庭裁判所は「甘い」とは言えない面がある。
 - どのような処分を受けたとしても、子どもたちはいずれ「社会」に帰ってくる。
- 社会で受け入れ、ともに「安全な地域」を作り上げていく必要性

43

3. 非行少年の理解

— 家庭裁判所調査官はどう取り組んでいるか —

44

非行少年をどう理解したらよいでしょうか？

- ✓ 反抗的、ふてくされている、素直でない・・・
- ✓ 黙っている、質問に答えようとしない、何を考えているのか分からない・・・
- ✓ 反省していない、言い訳をする、開き直る、自分の行ったことを理解できていない・・・
- ✓ 軽く「反省」の言葉を使う、その場限り、深く考えようとしない・・・
- ✓ 逆恨みをされそうで怖い、復讐されそう・・・

45

3-1 家庭裁判所調査官の少年理解の方法

- ① カウンセリング理論に基づく面接技法
- ② 非行臨床を踏まえた非行少年理解の枠組み

46

3-2 カール・ロジャーズ (Carl Ransom Rogers)

1902年 米国イリノイ州で出生

1924年 ウィスコンシン大学歴史学科卒業

1927年 ニューヨーク市児童相談所のインターン

1931年 コロンビア大学博士号取得

1940年 オハイオ州立大学教授。その後、シカゴ大学教授、
ウィスコンシン大学教授に転任

1968年 「人間研究センター」 (C S P) を設立

1987年 米国サンディエゴ市で死去 (85歳)

47

3-3 来談者 (クライアント) 中心療法

治療的人格変化
の必要十分条件

①自己一致 (純粋性・一致) (congruence)

②無条件の肯定的配慮
(unconditional positive regard)

③共感的理解 (empathic understanding)



現代のカウンセラーの基本的な「傾聴技法」となっている。

Rogers, C. (1957) : The necessary and sufficient conditions of therapeutic personality change.
Journal of Consulting Psychology, 21, 95 – 103.

48

①「自己一致」とは

- セラピストがクライアントとの関係の中で自分自身であろうとし、**自分自身の感情をありのままに受容**し、共感的に理解しようとする態度



49

②「無条件の肯定的配慮」とは

- **クライアントが体験しているあらゆる面を**、聴き手の枠組みから「よい」「悪い」と判断せず、条件なく、一貫して**そのまま温かく受け止めていく**態度



50

③「共感的理解」とは

- **あたかもその人のように**、感情的な構成要素と意味をもって、他者の内的照合枠をできる限り**正確に経験し、それを伝え返すこと**

→相手の気持ちになって、しかも相手と自分を混同しない



3-4 家庭裁判所調査官による調査の基本姿勢

B P S モデルの活用

- ① ミクロ・マクロの視点
- ② B P S（生物・心理・社会）の視点
- ③ 非行促進・抑止要因の視点

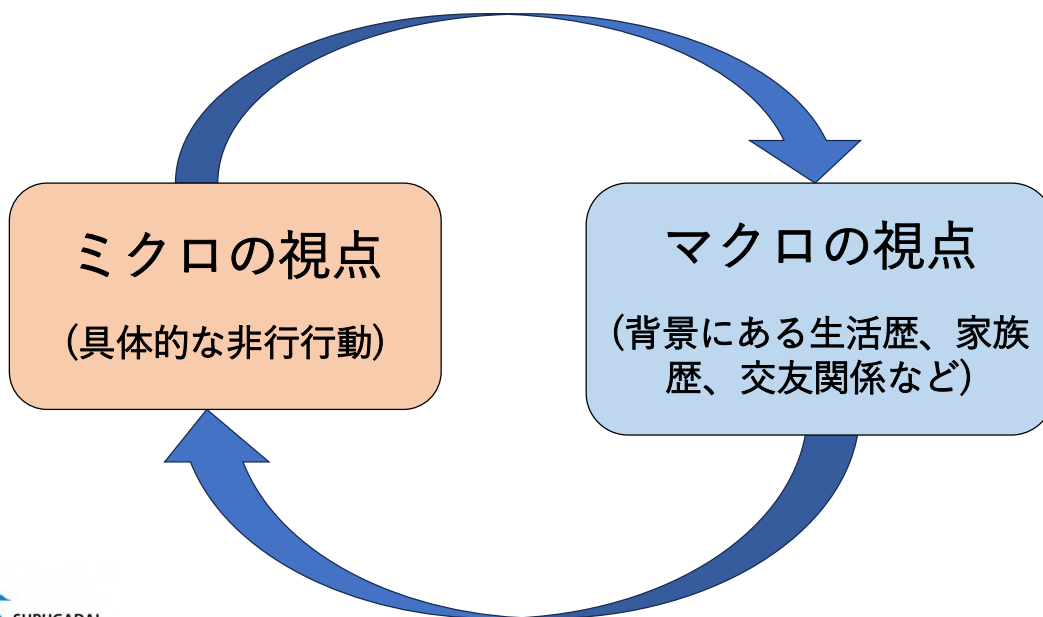
① ミクロ・マクロの視点

ミクロの視点：対象（非行行動）自体を詳細に把握しようとする視点

マクロの視点：対象を含む全体（非行行動の背景）を俯瞰して把握しようとする視点

- まずは、少年審判の対象そのもの、すなわち**非行行動**に着目する。
本件非行行動のつながりを詳細に把握した上で、何が非行につながった要因であるかを特定する。
- 次に、**非行の背景（生活歴、家族史等）**に着目し、ミクロの視点により特定された要因（非行につながった要因）がどのような要因の影響を受けて形成されてきたのかを検討する。

53



② B P S （生物・心理・社会）の視点

○ B P S モデルとは何か

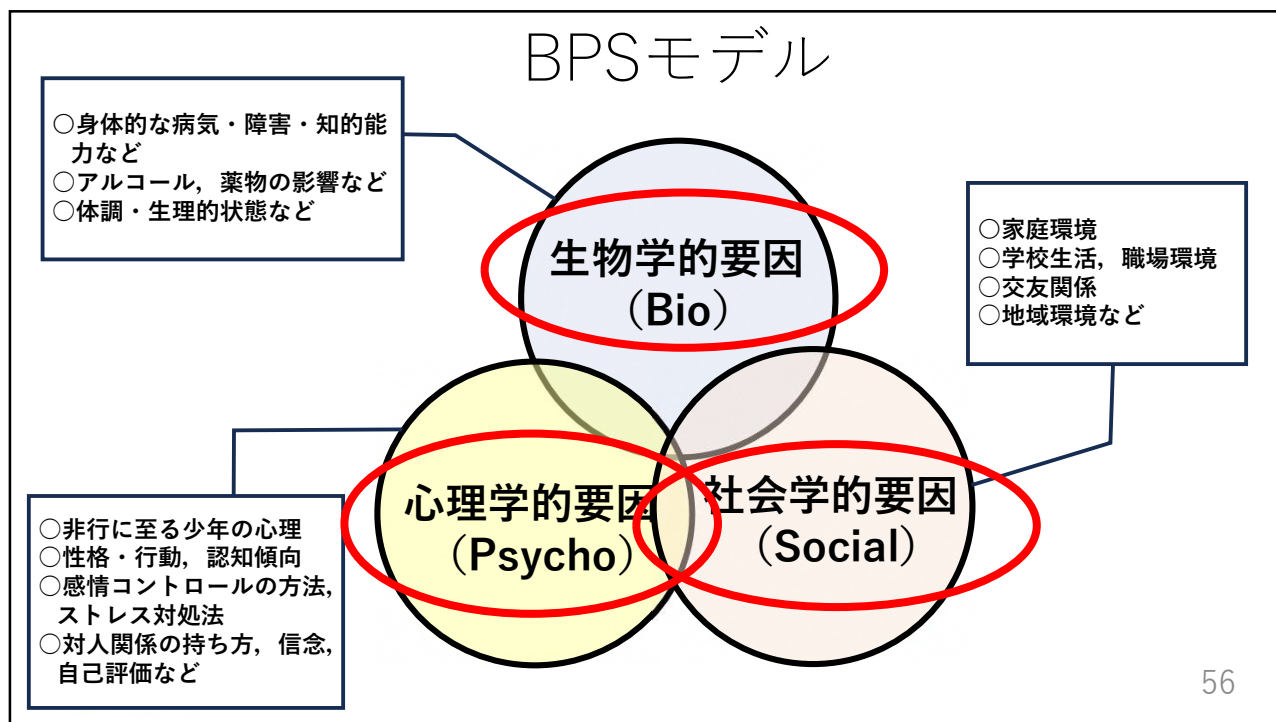
●1977年 アメリカの精神科医 George L. Engel が提唱

- ✓当時の医療では、「生物医学モデル」が一般的であったところ、Engel は、心理、社会、環境的な要因が疾患になりやすさや治療結果などに影響を及ぼすことを指摘して、これを批判した。

●「B P S モデル」(Bio Psycho Social model) の定義

- ✓疾患の発症、経過、回復に影響を与える要因として、生物的、心理的、社会的要因の全てを考慮し、それらの相互性を考えながら統合的に理解して介入を行うアプローチ

55



● B P S の視点の具体的内容

各要因	具体的内容
生物学的要因 (Bio)	○身体的病気・障害，精神障害 ○脳の器質的障害，知的能力の程度 ○アルコール，薬物の影響 ○体調・生理的状态 等
心理学的要因 (Psycho)	○非行に至る少年の心理 ○性格・行動傾向，認知傾向 ○感情コントロールの方法，ストレス対処法 ○対人関係の持ち方，信念，自己評価 等
社会学的要因 (Social)	○家庭環境 ○学校生活，職場環境 ○交友関係 ○地域環境

57

③非行促進・抑止要因の視点

- 実証的な研究によって明らかにされた，一般的に非行が生じる可能性を高めることに関連する要因

→ **【リスク要因】**



非行促進要因

- 非行が生じる可能性を低下させることに関連する要因

→ **【保護要因】**



非行抑止要因

58

● 非行・犯罪のリスク・ファクター

(Bonta & Andrews, 2017, 2010)

○① 犯罪的行動歴 (Criminal History)	Effect size 0.25
○② 犯罪促進的態度 (Procriminal Attitudes)	0.23
○③ 犯罪促進的交友関係 (Procriminal Associates)	0.28
○④ 反社会的性格パターン (Antisocial Personality Pattern)	0.22
⑤ 家族・婚姻関係 (Family / Marital)	0.16
⑥ 教育・雇用関係 (School / Work)	0.17
⑦ 物質乱用 (Substance Abuse)	0.13
⑧ 余暇活動 (Leisure / Recreation)	0.21

(セントラルエイト(the central eight risk/need factors), ○印がビックフォー)

59

非行促進要因 (1)

I	反社会的な行動の経歴	若年時から多様な犯罪や問題行動に関与していること等。①開始時期, ②数, ③種類の多様さに着目する。
II	反社会的な行動と結びつくパーソナリティの特徴	衝動性の高さ, 落ち着きのなさ, 快刺激を追求する傾向, 攻撃性, 冷淡さ, 自己中心性, 危険を好むこと, 問題解決能力の低さ, 社会性の低さ等
III	反社会的な認知の特徴	犯罪親和的な自己同一性 (犯罪者への同一化), 反社会的な態度・価値観・信念 (法律や司法制度への否定的態度, 犯罪は役に立つという信念), 利己的な合理化のしやすさ (ある状況下では犯罪は正当化されるという合理化) 等
IV	反社会的な仲間	犯罪親和的な者と関係を持つこと。その一方で, 社会適応的な者から孤立してしまうこと。

60

非行促進要因（２）

V	家庭環境の問題	家族の犯罪傾向，家族の心理・性格的問題，愛情不足，養育放棄，家族関係の希薄さ，両親の監督力不足，しつけ不足，虐待等。①親子間の関係性の質，②反社会的行動に関する行動面での期待やルール（指導，監督，しつけの方法等）に着目する。
VI	学業・職業の問題	学業や職業における成功体験の希薄さ（低い達成度，低い自我関与，低い報酬，不満足感）等。学校や職場における人間関係の質に着目する。
VII	余暇活動の持ち方の問題	遵法的な余暇活動に対して満足し，深く関わるといったことが不十分であること。
VIII	薬物乱用の問題	アルコールや他の薬物に関する問題。特に，過去の薬物乱用の経歴よりも，現在薬物乱用の問題が生じていること。

61

ここまでのまとめ

- 非行少年を理解するためには、
 - ① 相手を非難したり、叱責、糾弾するような姿勢はいったん保留し、まずは子どもの言葉に素直に耳を傾ける（傾聴）。
 - ② 非行行動を「事実」として冷静かつ客観的に聴き取る。
 - ③ 非行理解の枠組み（ミクロ・マクロの視点、BPSの視点、非行促進・抑止要因の視点など）を踏まえて質問する。
 - ④ その子どもにとっての固有の「非行の意味」を理解するよう努める。

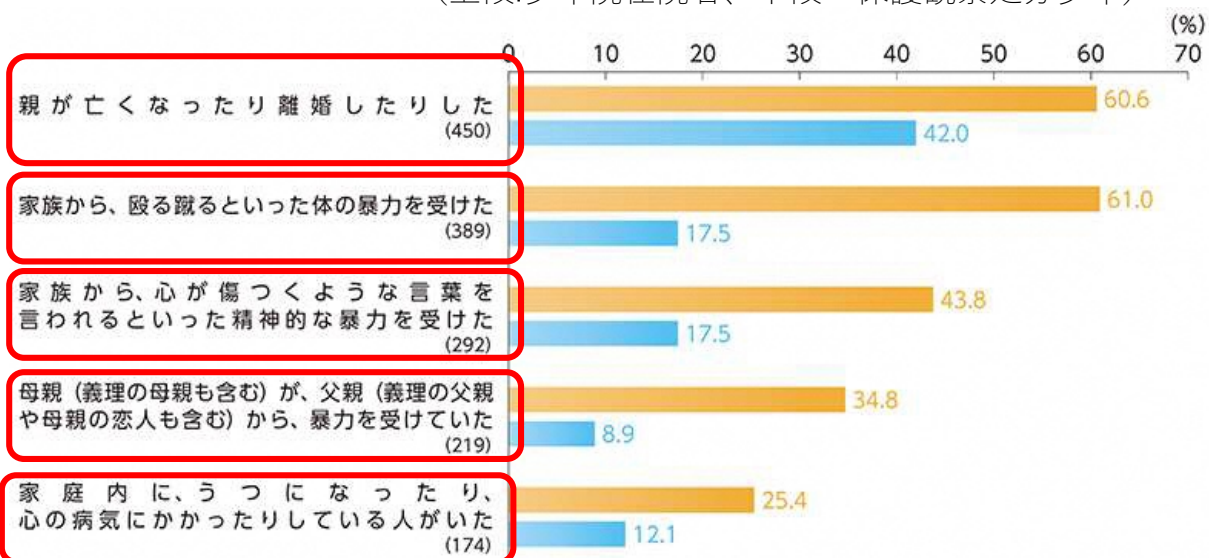
62

4. まとめ

—子どもたちを誰ひとり取り残さないために—

4-1 非行少年の家庭環境

(上段:少年院在院者、下段:保護観察処分少年)



法務省法務総合研究所「令和5年版犯罪白書」から引用

4-2 小児期逆境体験について (Adverse Childhood Experience : ACE)

- 米国疾病予防センター（Center for Disease and Prevention : **CDC**）が1995年から1997年にかけて「逆境体験がその後の人生にもたらす影響」について調査
- その結果
 - ① 小児期に逆境的な経験をした人は、
 - ② 「社会的、情動的、認知的な機能障害」を引き起こしやすく、
 - ③ その結果、喫煙、暴飲暴食等といった「健康上のリスクを高めるような行動」を取るようになり、
 - ④ 薬物依存や性的逸脱など「疾病への罹患、事故等による障害、**犯罪等の社会的問題**」によって、
 - ⑤ 最終的には早世する可能性が高くなることが明らかとなった。

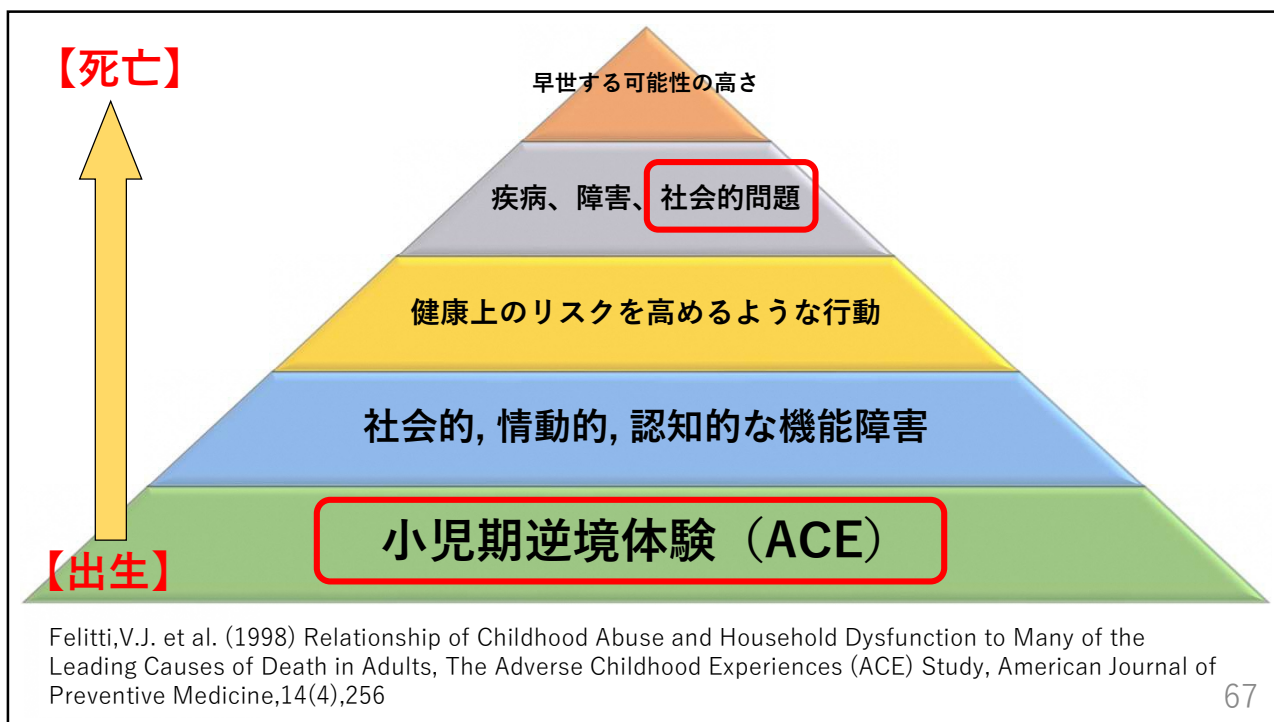
65

小児期逆境体験とは何か

- ① 心理的虐待（繰り返し心理的な暴力を受けていた）
- ② 身体的虐待（繰り返し身体的な暴力を受けていた）
- ③ 性的虐待
- ④ 家族の薬物中毒（家族にアルコールや薬物乱用者がいた）
- ⑤ 家族の精神疾患
- ⑥ 母親への暴力（母親が暴力を受けていた）
- ⑦ 家族の犯罪行動 など

野坂祐子（2019）「トラウマインフォームドケア」86頁を改変

66



全体のまとめ

- ① 少年非行は減少しているものの、依然として社会にとって重要な課題である。特に、非行を繰り返す「中核群」の少年たちの更生が求められている。
- ② 非行少年を理解するためには、叱責や非難といった感情をいったん保留し、その子どもの声に素直に耳を傾けることが求められる。（傾聴）

その上で、事実を事実としてしっかりと押さえ、非行臨床の知見を踏まえながら、その子どもにとっての「非行の意味」を理解していく。

- ③ 非行少年の「中核群」を中心として、子どもたちの「小児期逆境体験（ACE）」の問題性が注目されるようになっていく。

彼らは、逆境の被害者であり、それを生き抜いてきたサバイバーであり、生き抜くための手段として非行少年になってしまったと見ることはできないだろうか。

- ④ 全ての非行少年は、いずれ社会に戻り、社会の中で生活していく。

非行を犯した子どもたちをどのように理解し、更生に向けていかに働きかけ、その後どう受け入れてくのかは、私たち社会の安心・安全に直結する大切な課題と言えよう。

69